

2021年 12月 20日

日本子ども家庭福祉学会会員 各位

日本子ども家庭福祉学会
会長 相澤 仁

『子ども家庭福祉学』第11号～第21号のデジタルアーカイブ化に関する

告 示

日本子ども家庭福祉学会では、機関誌『子ども家庭福祉学』既刊号のデジタルアーカイブ化に対応すべく、第11号から第21号までをJ-STAGEに委託して公開していくことを、本年度理事会にて決定いたしました。これにより、機関誌に掲載される論文等を容易に入手することができ、広く読んでいただくことができるようになることは、研究成果を社会へ還元し、これからの子ども家庭福祉における研究や実践の発展に大いに寄与することと考えます。

デジタルアーカイブ化にあたっては、日本子ども家庭福祉学会が著作権者でなければなりません。第1号から第21号までの既刊号につきましては、学会に著作権があるとの規程はございません。よって、著作権者に対し著作権の一部について利用の許諾をいただくことにより、これを図って参りたいと存じます。

なお、本告示で対象とする既刊号は、大学機関等で研究倫理審査が実施されるようになった第11号から第21号とさせていただきます。第1号から第10号につきましては、理事会にて継続審議していきます。

著作権者に対する利用許諾の手続きについては、下記のように進めさせていただきます。

本来であれば、各著作権者に対し許諾の手続きを直接行うことが必要ですが、多数の著作権者がいらっしゃり、その事務的作業量と費用等にかかる課題は大きいものであることにご配慮いただき、ご了承いただきたいと存じます。会員のみなさまにおかれましては、本告示につき、すでに学会を退会なさっている方々にも広くお伝えいただけますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

[各著作権者からの許諾手続き]

1. 本告示を通して、著作権のうちの「複製権」及び「公衆送信権」の行使に限り、著作権者から本学会に許諾いただくことをお願いする。
2. 上記についてご承諾いただけない著作権者またはご遺族等相続に基づく著作権者（以下、「著作権者」）については、2022年3月31日までに、その旨を本学会編集事務局宛にご連絡いただく。
3. 著作権者により承諾しないお申し出があった著作物については、デジタルアーカイブの対象としない。（共著論文等に関しては、筆頭著者が共著者間の意思確認をお願いします。）
4. とくにお申し出のなかった著作物については、承諾いただいたものとして、デジタルアーカイブ化の作業を進める。
5. 公示期間後に本告示を知り、承諾しない旨のお申し出があった場合には、当該著作物の公開はその後速やかに中止する。

[著作権者が個人で公開する場合の手続き]

第1号から第21号に掲載された論文等につき、その著作権者が個人でインターネット等により公開する場合には、『子ども家庭福祉学』○号、○-○頁、○○年と出典を必ず明記してご公開ください。

以上